② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。

⑮ 施工体制確認のヒアリングの実施及び追加資料の提出　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合、追加資料の記載内容が適正でない場合は、入札を無効とすることがある。

⑯ 出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑰ 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takeshi Kiuchi, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction works of Natorigawa head works, Natorigawa agriculture irrigation project

⑷ Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 26 June 2018

⑸ Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 30 July, 2018, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 30 July, 2018, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 27 July, 2018

⑹ Contact point for tender documentation : Yasushi Ishikawa Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aobaku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

平成30年５月31日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　津田　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第１号

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　東北中央自動車道　阿武隈川橋上部工工事（電子入札対象案件）

⑶ 工事場所　福島県伊達市伏黒～伊達市岡沼地内

⑷ 工事内容　阿武隈川橋（ＰＣ４径間連続箱桁橋　Ｌ＝398m）

・ＰＣ箱桁製作　１式、架設工　１式、橋梁付属物工　１式、橋梁現場塗装工　１式、仮設工　１式

⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成32年11月24日まで

⑹ 使用する主要な資機材　コンクリート　約8,000㎥、鉄筋　約850ｔ、ＰＣ鋼材　約330ｔ

⑺ 工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

① 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価（Ｓ型））の適用工事である。

③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑥ 本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。

⑦ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑧ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑩ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪ 本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑫ 本工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用にあたっては、見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）については、競争参加資格確認の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

⑻ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑽までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年５月31日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から東北中央自動車道　阿武隈川橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑽までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。